

# かんたん録画STB利用規約

株式会社長崎ケーブルメディア

## 目次

第1条（総則） .....	2
第2条（サービスの内容等） .....	2
第3条（利用申込） .....	2
第4条（料金の支払等） .....	3
第5条（故障等） .....	3
第6条（サービスの解約） .....	3
第7条（サービスの終了等） .....	3
第8条（免責） .....	4
第9条（協議） .....	4
附 則 .....	4

## 第1条（総則）

株式会社長崎ケーブルメディア（以下「当社」といいます。）は、当社の放送サービスの「ミニプラン」、「スタンダードプラン」、「マックスプラン」及びn c mスマートBOXサービスの加入者を対象に提供する、録画機能を内蔵したS T B（以下「かんたん録画S T B」といいます。）を利用したサービス（以下「本サービス」といいます。）に関して、当社所定の申込手続を完了し利用する者（以下「利用者」といいます。）に対し、以下のとおりかんたん録画S T B利用規約（以下「本規約」といいます。）を定めるものとします。

2 利用者は、本規約のほか、定めのない事項については、長崎ケーブルメディア 総合契約約款、放送サービス利用規約、n c mスマートBOXサービス利用規約（以下「約款等」といいます。）が適用されることを確認するものとします。

3 当社は、本規約を変更することがあります。なお、この場合には、変更後の新規約を適用するものとします。

## 第2条（サービスの内容等）

本サービスは、かんたん録画S T Bを利用者に貸与するサービスです。

2 かんたん録画S T Bの設置作業は、当社が指定する者により行います。

3 かんたん録画S T Bの取扱いは、約款等の記載に準じます。

## 第3条（利用申込）

本サービスの利用を希望する者（以下「申込者」といいます。）は、本規約に同意の上、当社所定の手続に従って利用申込を行うものとします。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、申込者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、その利用申込を承認しないことがあります。また、当社は承認後においても次の各号のいずれかに該当する事実が判明した場合には、違約の責を負うことなく、その承認を取消することができるものとします。

（1）申込内容に虚偽、誤記又は記入漏れがあった場合

（2）申込者が、当社の放送サービス又はn c mスマートBOXサービスの加入者でない場合

（3）申込者が、当社が提供するサービスの料金の支払を怠っている場合、又は怠るおそれがあると当社が判断した場合

（4）当社が、申込者を利用者とするのが技術上著しく困難である、又は業務の遂行上著しい支障があると判断した場合

（5）その他、当社が申込者を利用者とするを不適当と判断した場合

3 標準S T Bを利用中の加入者が本サービスを申込の場合は、当該S T Bを交換するものとします。なお、交換に関する費用については、当該加入者が負担するものとします。

#### **第4条（料金の支払等）**

利用者は、当社が放送サービス利用規約に定める放送サービス料金表又はn c mスマートBOXサービス利用規約に定めるn c mスマートBOXサービス料金表に規定する本サービスの利用料金、手続に関する料金及び工事に関する費用を当社に支払うものとします。

2 利用者は、当社が本サービスの提供を開始した日の属する月の翌月から起算して、本サービスの解約があった日の属する月までの期間（提供を開始した日の属する月と解約又は廃止があった日の属する月が同一の月である場合は1ヶ月間とします。）については、本サービスの利用料金を当社に支払うものとします。なお、本サービスが月の途中で解約された場合、理由の如何を問わず当該月に係わる利用料金は減額されないものとします。

#### **第5条（故障等）**

利用者は、かんたん録画S T Bに故障、破損又は紛失が生じた場合、速やかにその旨を当社に通知するものとします。

2 利用者は、かんたん録画S T Bの故障又は破損による交換について、予め録画された番組データ及び個人情報を消去した状態で、当該S T Bを返却するものとします。未消去状態で返却された場合、当社は利用者に通知なく消去できるものとし、利用者はこれを了承するものとします。

3 利用者は、当社の責によらないかんたん録画S T Bの故障、破損又は紛失について、放送サービス利用規約に定める放送サービス料金表又はn c mスマートBOXサービス利用規約に定めるn c mスマートBOXサービス料金表に規定する損害金を当社に支払うものとします。

#### **第6条（サービスの解約）**

利用者は、本サービスを解約しようとするときは、当社所定の方法にてその旨を通知するものとします。

2 利用者は、本サービスの解約によるかんたん録画S T Bの交換又は撤去について、予め録画された番組データ及び個人情報を消去した状態で、当該S T Bを返却するものとします。未消去状態で返却された場合、当社は利用者に通知なく消去できるものとし、利用者はこれを了承するものとします。

3 本サービスの解約にあたり、かんたん録画S T Bの交換又は撤去に関する費用については、利用者が負担するものとします。

#### **第7条（サービスの終了等）**

当社の放送サービス又はn c mスマートBOXサービスの加入者でなくなった場合は、本サービスも終了します。

2 当社は、事前に通知をした上で、本サービスの全部又は一部の提供を中止することができるものとします。

#### **第8条（免責）**

当社は、次の各号のほか、利用者の故意又は過失により生じた損害に対して、いかなる責任も負わないものとします。

（1）かんたん録画STBの故障、不具合、誤操作、その他の理由により、放送番組が正常に録画できなかった場合

（2）かんたん録画STBが故障した場合の修理、交換に際して、録画番組が損失した場合

（3）その他、当社の責に帰することのできない事由

#### **第9条（協議）**

利用者及び当社は、本規約に定めのない事項又は本規約の各条項に疑義が生じた場合、誠意をもって協議の上、解決するものとします。

#### **附 則**

（実施期日）

本規約は、平成29年8月1日より改訂の上、実施します。